

# 意見公募手続の条例化における基本的な考え方

## 1 制定の趣旨

市では、基本的な計画等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画と協働によるまちづくりを推進するため、「川越市意見公募手続要綱」を制定し、平成18年4月から全庁的に意見公募手続（パブリック・コメント手続）を実施してきました。

この「意見公募手続の条例化における基本的な考え方」は、行政手続法の改正や他の地方自治体の意見公募手続の動向を踏まえて「川越市意見公募手続要綱」を見直した内容を整理しています。具体的には、意見公募手続の対象範囲に条例、規則、許認可等に関する基準などを加えること、事務手続の透明性を図ること、「川越市意見公募手続要綱」を条例化することなどを内容としています。

このような見直しにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上と、市民参加と協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指しています。

## 2 意見公募手続を実施する市の機関（実施機関）

実施機関とは、計画、条例等を定める場合に意見公募手続を実施する義務を負う機関を指すものです。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 公平委員会
- (5) 監査委員
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会
- (8) 上下水道事業管理者

## 3 意見公募手続により意見を提出できる者

この条例に基づいて意見を提出できる者は、次に掲げる者とします。

- (1) 市民
- (2) 市内の事務所や事業者に勤めている者
- (3) 市内の学校に通学している者
- (4) 上記2 意見公募手続を実施する市の機関（実施機関）に掲げる機関が行う事務事業に関して利害関係を有する者

## 4 意見公募手続の対象範囲

次に掲げる計画、条例、規則等を定める場合に意見公募手続を実施します。

- (1) 市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に関する基本的な計画等  
総合計画の基本構想・基本計画のように市政全般の政策や施策の方向性を定める計画や、福祉、環境、都市計画などの個別の行政分野において定めている計画等を指します。
- (2) 市の基本的な施策又は基本的な制度を定める条例  
「市の基本的な施策又は制度を定める条例」とは、環境施策の基本的な方向性を定めた「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」や、男女共同参画における基本原則を定めた「川越市男女共同参画推進条例」などを指します。  
「市の基本的な制度を定める条例」とは、「川越市情報公開条例」、「川越市個人情報保護条例」など行政運営における基本的な制度を定める条例を指します。
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税、分担金、使用料、手数料その他これらに類するものに関するものを除く。）
- (4) 規則等  
「規則等」とは、実施機関の権限で定める次に掲げるものをいいます。
  - ・実施機関が定める規則、規程
  - ・審査基準（許認可をするかどうかを判断する際の基準）
  - ・処分基準（相手方に不利益となる処分をするかどうかを判断する際の基準）
  - ・行政指導指針（不特定の者に行政指導を行う場合に共通する基準）
- (5) その他意見公募手続を行うことが必要なもの

## 5 意見公募手続の適用除外

4 意見公募手続の対象範囲に掲げる規則等であっても、意見公募手続を実施しない場合を定めます。

- (1) 市の組織、職員、財務など市の内部に関する事項を定める規則等
  - ・市の組織、事務分掌等
  - ・職員の服務、給与等
  - ・予算、決算、会計等
- (2) その他の規則等
  - ・条例の施行期日について定める規則
  - ・法令の規定に基づき施設、区間、地域等を指定する規則又は告示
  - ・法令の規定等により公共の安全、秩序の維持等の観点から、公にすると支障が生ずる審査基準、処分基準又は行政指導指針

## 6 意見公募手続の実施

実施機関が意見公募手続を実施する場合は、次の方法により行うこととします。

- (1) 具体的な施策等の案及び関連する資料を市の事務所等で閲覧できるようにするとともに、市のホームページ等にも公表します。
- (2) 意見提出を求める期間は30日以上とします。ただし、やむを得ず30日を下回る期間とする場合は、その理由を明らかにします。
- (3) 意見は、持参、書面の送付、FAX、インターネット等により提出することとします。この場合は、意見の提出者は住所・氏名・連絡先を明らかにします。

実施機関は、審議会等の審議等を経て施策等を定める場合に、審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、意見公募手続を実施しないこととします。

実施機関は、次に掲げる場合には、計画、条例について意見公募手続を実施しません。ただし、計画、条例が定められた後実施しなかった理由等を公表します。

- (1) 法令に意見聴取手続が定められている場合  
法令等の規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいい、都市計画決定の縦覧（都市計画法第15条）等のような計画の策定があります。
- (2) 実施機関に裁量の余地がない場合  
制度上国・地方において統一的な運用が求められている場合に、法改正により条例改正を行うときは裁量の余地がないため、意見公募手続を実施しないとするものです。
- (3) 緊急を要する場合又は軽微な内容を定める場合  
「緊急を要するもの」とは、早期に施策等を実施する必要があるため、意見公募手続を実施するいとまがない場合をいいます。「軽微なもの」とは、計画等の大幅な改正や基本的な事項の改正が伴わない場合をいいます。

実施機関は、次に掲げる内容の規則等を定める場合には、意見公募手続を実施しません。ただし、規則等が定められた後実施しなかった理由等を公表します。

- (1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があり、実施が困難な場合
- (2) 税や保険料の額、率、算定方法に係る規則等を定める場合
- (3) 補助金や負担金などの額、率、算定方法に係る規則等を定める場合
- (4) 利害関係者と公益代表者で構成される審議会等の議を経て規則等を定める場合
- (5) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と同一の規則等を定める場合
- (6) 法令等の規定の適用等について必要な技術的読替えを定める規則等を定める場合
- (7) 根拠となる法令の削除に伴い規則等の廃止をしようとする場合
- (8) 法令の制定改廃に伴い必要となる規定の整理や用語の整理等

## 7 意見公募手続の周知

実施機関は、意見公募手続を実施して施策等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、意見公募手続の実施について情報提供に努めます。

意見公募手続の実施や実施結果については、広報川越や市のホームページ等を通じてお知らせします。

## 8 提出された意見の考慮

実施機関は、意見公募手続を実施して施策等を策定する場合には、期間内に提出された意見を十分考慮します。

## 9 結果の公表等

実施機関は、意見公募手続を実施して施策等を定めた場合には、施策等と同時期に提出意見の概要などを市の事務所等での閲覧、市のホームページ等により公表します。なお、提出された意見は、必要に応じて整理・要約したものを公表することができますが、その後速やかに公表するものとします。また、提出された意見を公表することにより第三者の利害を害するおそれなどがある場合には、意見の全部又は一部を公表しないこととします。

### 【公表する項目】

- ・ 施策等の名称
- ・ 施策等の案の公表の日
- ・ 提出された意見（意見がなかった場合には、その旨）
- ・ 提出意見に対する実施機関の考え方
- ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由

## 10 実施状況の公表

実施機関は、毎年度、意見公募手続の実施状況を市が発行する広報紙又は市のホームページ等により公表します。